

政策	5 安全な港	施策推進 責任者	防災・危機管理担当部長 港営部長
基本施策	07 危機管理機能の強化		
個別施策	22 保安対策を強化する		

1. PLAN(目的・内容)

目的	サービスの対象者(誰のために)	国際航海に従事する旅客船及び500総トン以上の船舶
	サービスの対象物(何を)	テロ行為
意図(どういう状態にしたいのか)	未然に防止する	
内容	SOLAS条約(海上人命安全条約)の改正に伴う国内法の制定に対応して、本組合では埠頭保安規程を策定しており、これに基づいた保安措置を講じることによりテロ対策での国際的役割を果たしていきます。	
	目標達成に影響する外的要因等	
目標	関係機関と保安対策の強化を図り、港湾におけるテロ行為を未然に防ぎます。	

成果指標	実績等	年度							目標 平成25	指標の説明(式)
		平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25			
名古屋港におけるテロ行為の発生件数	実績	件	0	0	0	0	0	0	0	
	達成度	○/×	○	○	○	○	○	○	○	
	実績									
	達成率									

2. Do(個別施策を構成する各事務事業の取組内容と今後の方向性)

重点化	担当課名	事務事業名(コード)	事務事業の概要	主な活動・成果指標	平成20年度～平成25年度						事業費の合計	目標値(年度)	平成25年度実施事業に基づく評価結果				
					実績	実績	実績	実績	実績	実績見込み			平成25年度までの状況 ※1	平成26年度以降の取組の方向性 事務事業 ※2	成果 ※3	コスト ※4	備考(判断の理由等)
					上段:指標達成状況												
	(総務部) 防災・危機管理担当	港湾施設における保安対策の推進(個22事01)	平成16年7月から施行された改正SOLAS条約に基づいた国内法に則り、港湾保安対策における事業を想定し、保安規程の見直しや保安訓練等を実施します。	保安訓練の開催(回)	6	4	5	5	5	6	31,218	5 (継続)	順調	継続	➡	➡	国内法で重要国際埠頭施設の管理者に義務付けられているため。
	(総務部) 防災・危機管理担当	制限区域への出入管理情報システムの導入(個22事03)	国が進める国際港湾施設(コンテナターミナルを対象)への出入管理情報システムの導入に向けて、国、各港湾関係者及び利用者との情報を共有します。	システムの改善率(%)	-	-	-	69.0	100.0	100.0	21,581	100 (H26)	順調	継続	➡	➡	国が義務付ける三点確認(本人・所属・目的)を確実に実施するため。
	(港営部) 港湾管理事務所	港湾施設の保安確保のための監視業務等の実施(個22事04)	保安対策警備監視業務並びに埠頭保安機械設備点検及び保守・維持等業務を委託し、港湾施設の保安確保のため適宜警備体制の増強及び施設維持修繕を実施することにより、人又は車両が正当な理由なく立ち入ることを防止します。	不法侵入不正退場の未発見件数(件)	-	-	-	-	0	0	651,410	0 (継続)	順調	継続	➡	➡	出入管理の強化(三点確認)により、警備員を増員した対応が必要となるため。
施策コスト(事業費合計)					6,149	9,450	9,340	9,492	247,347	422,431	704,209						

※1 記入	内容	※2 記入	内容
完了	前年度以前に完了した事業	継続	施策の成果向上・維持のため、事務事業を継続することが妥当
順調	80%の進捗度合	完了	目的を達成したため、事務事業を完了することが妥当
やや遅れ	60%以上の進捗度合	延伸	状況を勘案し、目標年度を先送りするもの
遅れ	60%未満の進捗度合	統合	他の事業とまとめ、一体的に評価することが妥当
		休廃止	終期を設定し事務事業を廃止または休止することが妥当

「継続」、「統合」、「延伸」の事務事業のみ※3、※4を記入

※3 記入	内容	※4 記入	内容
➡	拡大	➡	拡大(または維持)のためにコストの拡大を必要とするもの
➡	維持	➡	従来どおり進めていくもの
➡	縮小	➡	一定の成果を達成、必要性が薄れているなどの理由で成果を縮小するもの

※3 記入	内容	※4 記入	内容
➡	拡大	➡	成果の拡大(または維持)のためにコストの拡大を必要とするもの
➡	維持	➡	従来どおり進めていくもの
➡	縮小	➡	一定の成果を達成、必要性が薄れているなどの理由でコスト縮減を図るもの

4. ACTION(個別施策全体の今後の取組の方向性)

次期政策体系への方向性	「次期政策体系への方向性」を判断した理由(本組合財政収支への影響の考察を含む)	
成果※3	コスト※4	・出入管理情報システムの導入により、警備員数を抑制し、物流への影響も最小化を図りますが、3点確認の本格実施により、警備員の増員に伴うコスト増が見込まれるため。
次期政策体系への展開(個別施策の構成、新規事業の創出、事務事業の見直し等)		
・新保安規程に基づく新たな出入管理(3点確認)の実施が延長され、平成26年7月からとなったことにより、改めて出入管理情報システムのあり方について見直し検討を行っていきます。 ・国が主導するPSカード(身分証明書)及び出入管理情報システムの活用により、保安の確実性と物流の効率化の両立を目指します。		

3. CHECK(個別施策全体における取組状況と課題)

現政策体系における主な取組など	現政策体系における課題認識など
・国土交通省告示(出入管理の強化)に対応した保安規程を改定しました(平成25年6月承認)。 ・コンテナターミナルなど制限区域へ出入りする全ての人に対して、「本人確認」「所属確認」「目的確認」(3点確認)の100%実施を平成24年7月から義務付ける国土交通省告示(平成22年3月30日)がなされたことを受け、物流への影響を最小限にして、出入管理の強化を実施しました。	・出入管理情報システムの導入にあたっては、保安の確実性と物流の効率化の両立を目指した調整が必要です。
現政策体系における事務事業の適正性	
・事務事業構成は妥当です。	